

財務省告示第三百五十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年八月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十八年九月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（二十年）（第八十 九回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で十六億円	十六億百二十八万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年八月三十日

十 十 十
二 一 発
の 経 利 行
払 過 利 価
込 込 子 率 格
み

額面金額百円につき百円八銭
年二・二パーセント
年金積立金管理運用独立行政法
年理事長は、払込金額に加え、
人の算式により算出した金額を
次の算式に規定する期日に払い
第十八号とする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2}{100} \times \frac{71}{365}$$

十 三
初 期 利 子

平成十八年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四
後 第 二 期
の 利 子 以

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十 十 十 十
七 六 五
元 償 償
利 還 還
金 金 期
支 支 限
所 支 額 限
日 支 額 限

平成十八年六月二十日
日本銀行
額面金額百円につき百円

平成十八年八月三十日